最終更新日：2019年6月28日

株式会社アクセル
代表取締役社長 松浦　一教
問合せ先：執行役員管理グループゼネラルマネージャー　植野 悦匡
証券コード：6730
https://www.axell.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業理念に定める「Mission」「Vision」「Values」の価値観を共有して事業に取り組む。また、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指す。

企業理念
Mission ： 洗練された製品・サービスの創造を通じ、世の中の革新に貢献しよう
Vision ： 先端テクノロジー企業として、グローバルに活躍することを目指そう
Values ： 顧客の満足を第一としよう
　　プロフェッショナルとして挑戦することを楽しもう
　　多様性を尊重し、仲間と、より大きな事を為そう
　　スピードを上げよう

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

原則1-4【いわゆる政策保有株式】
当社では、主要な政策保有株式につき、原則として取締役会において保有することの合理性に関する検証を実施することとしていますが、額が僅少と判断される政策保有株式については、管理グループゼネラルマネージャーによる検証を行い、必要に応じて取締役会に諮ることとしています。現在当社が保有する政策保有株式は総資産の2%未満であり、個別の政策保有株式について取締役会での検証は実施していません。

補充原則4-10-1【任意の仕組みの活用】
現在当社では、指名委員会・報酬委員会等の任意の諮問委員会は設置していませんが、当社取締役会は独立社外取締役が半数を占めるとともに、取締役の指名や報酬に関連した議題については、独立社外取締役で構成される監査等委員会に対し事前に説明を行い、適切な関与、助言を得たうえで、取締役会で決議することとしています。以上のように当社は、独立社外取締役で構成される監査等委員会の適切な関与・助言を得たうえで意思決定を行う体制を構築していますが、更なる体制の充実を企図して、任意の諮問委員会を設置することについても継続して検討していきたいと考えています。

原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社では年齢、性別によらず優れた人材を経営幹部に登用することとしていますが、現在、当社取締役会の構成メンバーに女性取締役はいません。引き続き優秀な人材の登用に努めるとともに、多様性の推進に取り組んでいきたいと考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4【いわゆる政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞
政策保有株式については、事業戦略上の重要性や中長期的な経済合理性、連携による将来の成長可能性等を勘案のうえ、中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に保有する場合があります。また、当社が属する組み込み機器市場は中長期的な連携を要する市場でもあり、特に中長期的な視点からみた将来の成長可能性を当社では重視しています。また、株式保有の合理性の検証に当たっては、保有することの便益と資本コストとのバランス、関係の維持による中長期的なシナジー効果等を総合的に検証することとし、主要な政策保有株式については取締役会で検証を実施し、額が僅少と判断される政策保有株式については管理グループゼネラルマネージャーによる検証を行い、必要に応じて取締役会に諮ることとしています。なお、上記検証により保有の妥当性が認められない場合には保有額を縮減するなどの見直しを実施することとします。

＜議決権行使の基準＞
政策保有株式に係る議決権行使については、画一的な行使基準は定めていませんが、投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や持続的な成長を促す観点から、議案ごとに判断することとしています。また、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使します。

原則1-7【関連当事者間の取引】
当社取締役は、会社法及び取締役会規程に基づき、取締役会及び監査等委員会の承認を得た場合を除き、競業取引及び利益相反取引を行ってはならないものとしています。さらに会社と主要株主との取引、その他会社や株主共同の利益を害するおそれのある関連当事者間の取引についても、取締役会及び監査等委員会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めています。また、当該取引が実施された場合は、合理的な範囲で遅滞なく取締役会に報告するとともに、法令の定めに基づき、その重要な事実を適切に開示することとしています。

原則3-1【情報開示の充実】
当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、株主・投資家に有用と思われる情報については主体的な発信に努めます。

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
企業理念、経営方針（中長期的な事業計画、業績目標、IR・適時開示方針等）について、当社WEBサイト等で開示しています。
https://www.axell.co.jp/company/general/governance.html

https://www.axell.co.jp/ir/general/index.html

⑵ 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載しています。

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「2．1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

⑷ 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等を考慮したうえで、期待される職責に照らして主に以下のような視点から選定しています。
A)経営的視点から技術系企業である当社の事業活動全般を統括する能力を備えていること
B)当社が属する業界又は担当する職務についての経験・資質及び知見を備えていること
C)人格・人柄・その他社会人としての教養及び常識・倫理的規範意識を備えていること
社外取締役候補者の選定に当たっては、上記の視点に加えて以下の点も考慮します。
D)株主、一般投資家と同じ目線で経営を監督できる能力、知見を有していること
E)経営を監督するに当たり、企業価値の向上を目的として、株主、一般投資家に対して客観的、中立的に臨めること
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任に当たっては、上記視点等に基づき代表取締役が候補者を選定し、監査等委員会の適切な関与、助言を十分に反映させたうえで、取締役会で候補者を決定しています。
監査等委員である取締役は、財務・会計に関する知見、企業経営に関する経験、独立性等を総合的に考慮したうえで、候補者を決定することとしています。監査等委員の選任に当たっては、代表取締役が候補者を選定し、監査等委員会の同意のうえ、取締役会で候補者を決定しています。

⑸ 取締役会が上記⑷を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役の個々の選任理由は、本報告書「2．1．機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しています。また、社内取締役の個々の選任理由は以下のとおりです。
■松浦一教
松浦一教氏は、他社において豊富な半導体開発の経験を持ち、当社においては開発部門をはじめとして代表取締役社長として事業推進、経営管理に携わっています。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としました。
■斉藤昭宏
斉藤昭宏氏は、複数の会社において豊富な半導体営業・事業推進の経験を持ち、当社においては代表取締役副社長として営業・マーケティング・管理部門の経営に携わっています。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としました。
■蟹江幸司
蟹江幸司氏は、在学時に当社と共同研究を行っている研究室に所属し、当社入社後は豊富な開発業務経験を重ね、現在は開発・情報セキュリティ部門の経営に携わっています。その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としました。
■客野一樹
客野一樹氏は、在学時に当社と共同研究を行っている研究室に所属し、当社入社後は一貫して当社LSI製品の差別化要素となる独自技術の研究開発に携わり、研究開発部門のリーダーを務め、現在は新規事業分野の経営に携わっております。今後も新規事業分野における事業推進において主導的役割が期待されるとともに、その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としました。

＜取締役の解任の方針と手続き＞
取締役がその責務を十分に果たしていないと判断される場合、取締役会は独立社外取締役で構成される監査等委員会に対して解任理由等の説明を事前に行い、適切な関与・助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしています。

原則4-1【取締役会の役割・責務(1)】
補充原則4-1-1
取締役会規程にて、取締役会決議事項を明確にするとともに、社長より委任された範囲内において業務担当取締役が業務執行できる旨を職務権限規程に明示しています。

原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】
当社の取締役会は4名の業務執行取締役と4名の監査等委員で構成されており、監査等委員は全員独立社外取締役です。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
本報告書「2．1．機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しています。

原則4-11【取締役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4-11-1
取締役会は、現在の業態・事業規模等を踏まえ、定款で定める規模以下の適切な人数とし、経営・財務、営業・マーケティング、研究開発等をはじめとする各分野における豊富な経験・優れた知見を有する多様な人員で構成するものとしています。また、独立かつ客観的な監督の実効性を確保するため、独立性の高い社外取締役の活用に努めるものとしています。

補充原則4-11-2
当社の取締役は、その役割・責務を適切に果たすため、他の上場会社の役員を兼任するなど複数の会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。また、各取締役の重要な兼任状況については事業報告（株主総会招集ご通知添付書類）にて開示しています。当社の取締役・監査等委員は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査等委員の業務に振り向けており、現在の兼任の状況は合理的な範囲内にあるものと認識しています。

補充原則4-11-3
当社では2015年度より取締役個人の自己評価も含めた取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施しております。2018年度においては、監査等委員である取締役を含むすべての取締役に対して（1）最高経営責任者の資質、（2）取締役会全体の実効性、（3）取締役会全体の実効性向上に関する自身の評価、（4）取締役会での審議の活性化に向けた運用面の評価、（5）役割・責務と自身の評価のバランスに関する評価等についてのアンケート調査を行い、監査等委員会において回答集計及び一次分析を実施したうえで、取締役会において取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施しました。
監査等委員会での一次分析を踏まえた取締役会での議論・分析の結果、当社の取締役会は、独立性を有する社外取締役の活用により、取締役会の監査監督機能が十分に強化されており有効、適切に機能している、また、取締役会の構成、規模等において、経営上の重要な意思決定や業務執行の監督を行うための適切な体制が概ね整備されており、コーポレートガバナンスも十分に機能しているものと評価しました。
一方で、昨年度に引き続き、中長期的な成長戦略等の重要施策について今まで以上に丁寧な議論を行うことが必要であることなどを今後の課題として認識しました。今後においては、会社経営の健全性、透明性、効率性を高め、企業価値の向上と持続的成長を目指すという命題に対して、真摯に議論、意見交換等できる環境と情報、知識を絶えず高める努力が求められるとしたうえで、今後も取締役会全体の実効性等について分析・評価を行い、株主からの期待を認識した果断な意思決定を通して取締役会の実効性を一層向上させるための取り組みを実施していくことが確認されました。

原則4-14【取締役のトレーニング】
補充原則4-14-2
取締役は、会社法やコンプライアンス、その他時々の情勢に応じた内容の講習会（E-Learning含む）を定期的に受講し、取締役として必要な知識の習得及び自身に求められる役割と責務の理解促進に努めます。また、新任の取締役は、自身に求められる役割と責務を適切に理解するため、就任に当たり外部セミナー等を受講するものとします。社外取締役に関しては、就任に当たり当社の事業内容や特徴の理解促進を図るための機会を設けます。なお、これらトレーニングにかかる費用は会社が負担します。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針を取締役会で定めています。内容は以下のとおりです。
■IR基本方針
IR活動の最終的な目的は適正株価の形成及び維持にあると考えています。また、株主、投資家との対話を重視し、企業価値の最大化に結びつけることもIR活動の重要な役割であると認識しています。当社ではこの理念に立脚し、IR活動を通じて以下の促進に努めます。
・企業認知度の向上
・企業理念や事業内容、経営戦略についての理解促進
・競争優位性等を損なわない範囲での積極的な情報開示
・株主、投資家との対話、信頼関係の構築等
■株主（投資家）との対話全般に関する方針
株主（投資家）との対話については、管理グループゼネラルマネージャーが統括するとともに、IR・広報チームがこれを補佐します。また、株主（投資家）からの要望があれば、合理的な範囲において、代表取締役社長及び社外取締役もこれに対応するものとします。また、定期的に開催している決算説明会及び個人投資家向け会社説明会については、積極的に代表取締役社長が対応します。
■適切なIR活動を行うための有機的な連携
IR・広報チームを設置し、株主との対話の充実に向けた積極的なIR活動に取り組みます。IR・広報チームは、営業、経理、財務、総務、法務部門等と適宜情報交換を行い、IR活動に必要な情報を適切に収集します。また、株主、投資家との対話から得た意見及び懸念については、取締役会に報告しています。
■個別面談以外の取り組み
株主（投資家）の依頼に応じて個別の面談を随時実施するほか、個人投資家向け説明会といったIRイベントを定期的に実施します。また、ホームページ、株主通信、株主総会招集ご通知等の多様な媒体を通じて株主に対して積極的な情報提供に努めます。
■インサイダー情報管理の方針
当社では決算情報に関して、公表前の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、原則として各四半期決算期末から決算発表日までを沈黙期間として設定し、株主（投資家）との面談を一部控えることとします。また、社内では「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備します。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
佐々木譲	1,243,200	11.11
緑屋電気株式会社	849,000	7.58
市原澄彦	595,800	5.32
柴田高幸	594,800	5.31
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUB PORTFOLIO)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	399,100	3.56
松浦一教	388,800	3.47
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY－PB(常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	368,000	3.28
森屋和喜	330,000	2.94
奥村龍昭	329,000	2.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	297,500	2.65

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2019年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、エフエムアール　エルエルシーが2018年12月31日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりです。
氏名又は名称：エフエムアール　エルエルシー
住所：米国　02210　マサチューセッツ州ボストン，サマー・ストリート　245
保有株券等の数：487,400株
株券等保有割合：4.36%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西坂　禎一郎	他の会社の出身者					△						
三村　勝也	公認会計士											
鈴木　眞巨	他の会社の出身者											
五十島　滋夫	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

西坂　禎一郎	○	○	独立役員に指定しています。	西坂禎一郎氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、当社が属する半導体業界における長年の多様な業務を通じて、新規事業分野を含めた事業推進に必要とされる豊富な経験と幅広い見識等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、社外取締役として選任しています。また、同氏は当社が独自に定める「独立役員の指定に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない取締役である点等を考慮して、独立役員に指定しています。なお、同氏が過去に在籍（2012年10月退職）したルネサスエレクトロニクス株式会社と当社との間には当社製品の製造委託にかかる仕入の取引関係があるものの、同氏が同社の職を辞してから5年が経過しており、現時点においては同社との間に何らの関係もなく、同氏の監査等委員である社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼさないものと考えています。
三村　勝也	○	○	独立役員に指定しています。	三村勝也氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、社外取締役として選任しています。また、同氏は当社が独自に定める「独立役員の指定に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない取締役である点等を考慮して、独立役員に指定しています。
鈴木　眞巨	○	○	独立役員に指定しています。	鈴木眞巨氏は、複数の会社における豊富な業務経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有しており、その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、社外取締役として選任しています。また、同氏は当社が独自に定める「独立役員の指定に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない取締役である点等を考慮して、独立役員に指定しています。
五十島　滋夫	○	○	独立役員に指定しています。	五十島滋夫氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・経験等に加え、会社経営に関する知見も有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、社外取締役として選任しています。また、同氏は当社が独自に定める「独立役員の指定に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない取締役である点等を考慮して、独立役員に指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

常勤の監査等委員を置くことにより、十分な情報の収集、適切な情報の伝達、会計監査人や内部監査実施者との緊密な連携を実現できていることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いていません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人です。監査等委員会は、会計監査人と緊密な連携体制をとりながら、監査業務を執行しています。
監査等委員は、会計監査人が開催する通年の監査計画報告会、中間決算及び本決算時の決算監査に係る会計監査報告会などを通じて、会計監査人による会計監査の状況を把握しています。また、監査等委員は、必要に応じて会計監査人と会合を持つことが可能な体制となっており、緊密な連携が確保されているものと認識しています。
当社は、社長直属の部署である内部管理担当が内部監査を実施しており、現在の人員は1名となっております。内部監査実施者は、主に当社経営方針に基づき業務活動が有効かつ効率的に運営されているかにつき、検討・評価し意見の表明を行うとともに、法令・定款・諸規程等に準拠し、かつ経営目標の達成に向けて合理的・効率的に運営されているか否かを監査しております。なお、内部監査実施者は、毎月開催される定例取締役会へ同席し、必要な情報の収集を行うなど内部監査の実効性の向上に努めております。
内部監査実施者と監査等委員は、監査等委員会が作成する監査計画書において定例化されている四半期に一度開催される定例面談に加えて、必要がある場合には都度面談を実施し、相互の監査状況を確認するとともに情報の共有を図り、相互の連携関係の強化を図っています。また、監査等委員及び内部監査実施者は両者で連携を図りながらも、各々が独立した立場で経営に係る会議に出席し、各種情報を収集するとともに、各会議において必要と思われる質疑や意見がある場合、その表明を行うこととしています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しています。
また、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保するため、以下のとおり「独立役員の指定に関する基準」を定めています。

＜独立役員の指定に関する基準＞
当社は、以下のとおり社外取締役の独立性に関する基準を定めております。
社外取締役の独立性に関する方針として、会社法が定める社外取締役の基準を満たすとともに、以下の要件を満たす者を独立役員として選任いたします。
1．次の事項に該当する場合は『独立役員』とは言えないと判断いたします。
＜取引関係＞
(1) 当社グループの主要な取引先 (注1) の業務執行者 (注2)
＜主要株主＞
(2) 当社グループの10%以上の議決権を保有している株主又はその業務執行者
(3) 当社グループが10%以上の議決権を保有している者の業務執行者
＜アドバイザー・専門的サービス提供者＞
(4) 当社グループの法定監査を行う監査法人の社員、パートナー又は従業員
(5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 (注3) を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
＜社外役員の「持ち合い」関連 (相互就任) ＞
(6) 当社グループの業務執行者が他の会社にて社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
＜寄付先＞
(7) 当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受領している団体の業務執行者
＜近親者＞
(8) 上記 (1) から (7) までの、配偶者又は2親等内の親族もしくは同居の親族
＜その他＞
(9) 過去3年間において上記 (1) から (8) に該当していた者
2．上記形式要件以外にも実質的な独立性を慎重に考慮するものといたします。
3．独立役員は、上記1に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに当社に報告するものといたします。
(注) 1．「主要な取引先」とは、その直近の年間取引金額が当社の売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものを意味しております。
2．「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人を意味しております。
3．「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人・団体の場合は連結売上高の2%を超えることを意味しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、取締役の報酬について、その報酬と業績との連動性を高めることにより、当社の業績向上と継続的な成長に対する取締役の意欲や士気を一層高めるとの考えから固定報酬とは別に業績連動報酬を導入しております。業績連動報酬につきましては事業年度ごとの業績に基づく「短期業績連動報酬」と、中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的とした「中長期業績連動報酬」による構成としています。
当社は自己資本利益率（ROE）を重要な経営指標として掲げており、業績連動報酬の算定においても自己資本利益率（ROE）を採用しています。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会で決議された総額の限度内で、取締役会が定める社内規程の支給基準に基づき代表取締役社長が個別報酬額を作成し、監査等委員会の意見を確認のうえ、取締役会において承認しています。当事業年度については、2019年3月期の業績及び配当の状況を鑑み、代表取締役社長及び副社長の月額報酬額の15%、業務執行取締役の月額報酬額の10%を減額することを取締役会で決定しました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、役員の高額な報酬やストックオプションが経営者の経営姿勢を過度に短期的なものとする恐れがある等の点を踏まえた株主、投資家にとっての役員報酬情報の重要性に鑑み、個別の年間報酬総額が1億円を超える場合に個別の開示を行う方針としています。
当社役員の個別報酬は、各役員共、上記の基準を超えない範囲となっており、上記の制度趣旨に基づく個別報酬金額自体の重要性等も踏まえ、対象期間に応答する有価証券報告書におきましてはその報酬総額を記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(a)固定報酬枠
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬枠は、年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の固定報酬枠は年額40百万円と株主総会で決議されています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行取締役を対象として固定報酬減額条項を設けています。
（固定報酬減額条項）
・当期純損失を計上した場合、翌期固定報酬を3ヵ月間5％相当分を減額する
・2期連続で当期純損失を計上した場合、翌期固定報酬を6ヵ月間5％相当分を減額する
・上記固定報酬の減額は最低額とし、状況により取締役会で減額幅拡大の検討を行う

(b)短期業績連動報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行取締役の業績連動報酬枠は、年額65百万円以内と決議されています。
自己資本利益率（ROE）を基準として以下の通りとします。

自己資本利益率（ROE）水準	報酬枠
5％未満	0
5％以上8％未満	20百万円
8％以上12％未満	40百万円
12％以上	65百万円

次のいずれか1つに該当する場合は、上記の自己資本利益率（ROE）水準にかかわらず業績連動報酬は支給しません。
・会社法第453条に規定する株主に対する剰余金の配当を行わないとき
・当期純利益が前期比で20%以上の減益となる場合
・2期以上連続して当期純利益が減益となる場合

(c)中長期業績連動報酬
直近の3事業年度の自己資本利益率（ROE）の平均が10%以上の場合、当該直近3事業年度の全期間に在任する業務執行取締役に対し、総額50百万円を支給する旨が決議されています。なお、次のいずれか1つに該当する場合は、中長期業績連動報酬は支給しません。
・自己資本利益率（ROE）が2期連続して低下している場合
・直近の事業年度の自己資本利益率（ROE）が5％未満である場合

個々の職位の業績連動報酬（短期及び中長期）は以下の配分係数により算出します。

職位	配分係数／1人
業務執行取締役	1
代表取締役社長	2
代表取締役副社長	1.8

個々の取締役に対する報酬額は以下の方法により算定します。
個別支給金額＝報酬枠額×配分係数／配分係数の総和
また、計算の結果得られた金額のうち、1万円未満は切り捨てることとしています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する専門担当セクション又は専従スタッフは設けていませんが、必要とされる情報等を適宜伝達できる体制を整えています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）当社の取締役会は、業務執行取締役4名と監査等委員である取締役4名の合計8名で構成されており、取締役会構成メンバーの半数を社外性かつ独立性を有する監査等委員である取締役とし、内部統制システムを利用した組織的監査を行うことにより、取締役会の監査・監督機能を強化しています。当社取締役会は毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項につき意思決定を行っています。また、代表取締役社長の意思決定を支える諮問会議として、業務執行取締役及び執行役員を中心に構成される事業推進会議を定期的に開催することとしています。
（2）監査等委員会は、独立性を有する社外取締役4名で構成され、原則として毎月1回開催しています。監査等委員のうち、三村勝也及び五十島滋夫の両氏は公認会計士であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、常勤の監査等委員として西坂禎一郎氏を選定しています。
（3）個々の役員の出席状況は以下の通りです。
松浦一教氏　14回中14回出席、斉藤昭宏氏　14回中14回出席、蟹江幸司氏　14回中14回出席、客野一樹氏　10回中10回出席
西坂禎一郎氏　10回中10回出席、三村勝也氏　14回中14回出席、鈴木眞巨氏　14回中14回出席、五十島滋夫氏　14回中14回出席
（4）西坂禎一郎氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としています。
（5）当社取締役会構成メンバーに女性は存在していませんが、優秀な人材については男女を問わず登用していく方針としています。
（6）当社の会計監査は、EY新日本有限責任監査法人が実施しています。業務執行社員は、横内龍也氏、飯塚徹氏であり、継続監査年数はいずれも7年以内となっています。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等5名、その他6名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2016年6月18日付けをもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。当社は、経営の監督と業務執行の分離を進め、社外取締役による取締役会の監査・監督機能の強化を図ると同時に、重要な業務執行の意思決定の一部を取締役に委任することで迅速かつ効率的な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社を会社機関の設計として採用しました。また、取締役会の構成メンバーの半数を社外取締役とすることで経営の監視機能を強化しています。現在当社が構築している体制は、経営の機動性や迅速な経営判断を可能とする体制を維持しつつ、企業価値の向上に向けた的確な経営判断や有効な経営監視が行える体制になっているものと捉えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会招集通知を株主総会の概ね3週間から4週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、多くの株主の皆さまが株主総会へ出席いただけるよう、株主総会集中日の10日程度前の土曜日若しくは日曜日に株主総会を開催する方向で開催日を決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、インターネット等の電磁的方法による議決権行使に対応しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社では、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの環境を利用した電磁的方法による議決権行使に対応しています。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を作成し、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに登録するとともに当社ホームページにおいても掲載しています。
その他	当社では、株主総会を開催集中日を避けて設定すること、さらには土曜日又は日曜日の開催とすることにより、より多くの株主の皆さまが出席いただける環境を整え、当社株主総会の活性化を図っています。 また、2010年6月開催の定時株主総会から株主総会議案の議決結果につき、賛否の票数を臨時報告書にて公表しています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR基本方針・適時開示方針を定め、当社ホームページに掲載しています。 https://www.axell.co.jp/ir/general/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の投資セミナーなどへの参加や個人投資家向け説明会の開催を定期的に実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を行っています。また、決算説明会は、積極的に代表取締役社長が説明することとしています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおけるIR情報の主な掲載内容は以下のとおりです。 ・代表者からのメッセージ ・決算短信 ・有価証券報告書 ・四半期報告書 ・説明会資料 ・IRスケジュール ・コーポレート・ガバナンスの状況 当社ホームページのURLは、以下のとおりです。 https://www.axell.co.jp/ https://www.axell.co.jp/ir/sitemap/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理グループ内にIR・広報チームを設置し、IR業務を担当しています。	
その他	当社は、株主・投資家の皆さまの多様な情報受領ニーズを踏まえて、以下のような情報発信を行っています。 a. ホームページによるIR情報の掲載 b. IRメールの配信 c. 株主・投資家の皆さまに向けた説明会の開催 d. 各種開示資料の英語翻訳化	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、行動規範において株主、従業員、顧客、取引先等すべての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立することを掲げ、各ステークホルダーの立場を尊重する方針を掲げています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、企業の社会性を認識し社会貢献活動を重要な責務として捉え、CSR活動に取り組んでいます。当社が現在取り組んでいるCSR活動としては、公益財団法人日本心臓財団、公益財団法人がん研究会への寄付金に加え、日本赤十字社を通じた災害義援金等の拠出を実施しています。また、組み込み技術者の育成を目的として、筑波大学において大学生に向けた教育プログラムを実施しています。本教育プログラムは、一般財団法人キャンパスOJT型産学連携教育推進財団を通じた当社の寄付等によって運営され、当社のエンジニアも講師として派遣しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社行動規範において、ステークホルダーの立場の尊重とともにすべてのステークホルダーに対して法令･定款･規則を遵守しながら、適時適切な情報開示を行うことを掲げています。 また、IR基本方針を以下のように定めています。 IR活動の最終的な目的は適正株価の形成及び維持にあると考えています。また、株主、投資家との対話を重視し、企業価値の最大化に結びつけることもIR活動の重要な役割であると認識しています。当社ではこの理念に立脚し、IR活動を通じて以下の促進に努めます。 ･企業認知度の向上 ･企業理念や事業内容、経営戦略についての理解促進 ･競争優位性等を損なわない範囲での積極的な情報開示 ･株主、投資家との対話、信頼関係の構築等
その他	当社は、男女を問わず優秀な人材を積極的に登用する方針としています。2019年3月末時点の女性管理職の比率は6.2%となっています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

基本的な考え方
当社は、企業としての社会的責任を全うするため、コーポレート･ガバナンスの確立が重要であるとの認識のもと、実効性のある内部統制システムの構築と構築したシステムの確実な運用推進を経営の基本方針としております。

整備状況
1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 当社取締役及び使用人は、当社が定める企業理念及び行動規範に則り、法令及び定款等の遵守はもとより、企業の社会的存在意義を踏まえた社会から求められる価値観、倫理観を堅持する。
⑵ 当社は、代表取締役社長直属の組織として内部管理を担当する部署を設け、当該組織の長を内部監査実施者に選定する。この社内組織化された内部監査実施者は、業務執行組織から独立した視点で、取締役及び使用人の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。
⑶ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に決定又は承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務執行状況を監視する。また、独立性の高い社外取締役を選任する。
⑷ 当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る発生事実についての通報窓口を社内に設けるとともに、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。
⑸ 当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。
⑹ 当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定め、また、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との協力体制を維持強化している。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 取締役の職務の執行に係る以下の情報の保存及び管理は、関係法令及び関連する社内規程等に従い、適切な保存を行うとともに、必要に応じて閲覧可能な状態での管理を行う。
イ．株主総会議事録･取締役会議事録及び関係資料
ロ．取締役及び重要な使用人が主催する重要な会議の議事録及び関係資料
ハ．稟議書及び附属書類等、取締役の職務の執行に係る重要な文書
⑵ 上記以外の重要書類の保存及び管理については、関係法令等に従い、所管部署ごとに適切に保存及び管理する。
⑶ 取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要情報の保存を電磁的方法により行う場合のバックアップ体制を構築する。また、構築したバックアップ体制の強化を継続的に実施する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 危機管理規程を制定し、損失の危険を回避するための諸施策を講じる。また、損失の危険が現実化した場合、迅速かつ適切な対応を行う。
⑵ 事業の遂行に伴い発生する可能性のあるリスクは、当社を構成するチーム及び担当ごとに継続的な考察を実施し、その結果を取締役会に報告する。
⑶ 企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時等における全社的な対応の可能性を検討する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、職制、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定める。
⑵ 当社は、原則としてすべての取締役が出席する定例取締役会を毎月1回開催し、取締役の職務執行状況報告を行う。
⑶ 取締役会は、代表取締役、社長及び役付役員を選定することで各取締役の職責を明確にする。また、主要事業部門を統括する役員を選定し、業務執行に係る責任の明確化を図る。
⑷ 当社は、代表取締役社長の意思決定を支える諮問会議として、業務執行取締役及び執行役員を中心に構成される事業推進会議を開催するほか、必要ある場合には稟議決裁手続きを行う。なお、事業推進会議には常勤の監査等委員も出席し、必要に応じた調査･評価･提言等を行う。
⑸ 当社は、代表取締役社長の指示の下、毎期首において取締役会の承認を経た中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社は、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要とされる体制等を整備する。子会社は、当社監査等委員の監視･監査及び当社内部管理担当の内部監査を受ける。
⑵ 当社は、子会社管理に関する規程を整備し、子会社の重要な業務執行に関して当社取締役会において事前承認を必要とするとともに、毎月の業務執行状況を取締役会に対し報告させる。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
⑴ 当社は、監査等委員会が職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助使用人等として適切なものを任命することとする。
⑵ 補助使用人等を置いた場合、当社は、補助使用人等の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件の決定につき、監査等委員会と協議の上、決定するものとする。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
⑴ 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や使用人から以下の事項につき報告を受けるものとする。
イ．定期的に報告を受ける事項
･経営･事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況
ロ．臨時に報告を受ける事項
･経営に係る重要な発生事実
･取締役の職務執行に係る不正行為、法令･定款に違反する重要な発生事実
⑵ 監査等委員は、上記の情報を適切に入手するため、取締役会に出席する。また、常勤の監査等委員は、経営上重要性の高い社内会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を実施する。
⑶ 内部通報窓口への通報内容は速やかに監査等委員会に報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報に関する規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。

9. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「株式会社アクセル監査等委員会監査等基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査等委員は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
⑵ 当社は、監査等委員会と代表取締役との定期的な会合の開催、業務執行取締役との会合の開催、使用人等からの面談機会の設定、会計監査人との定期的な意見交換機会などを設け、監査等委員会が必要とする情報収集を行える体制を確保する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の基本方針及び各種規程を定め、全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、これを運用する。また、その仕組みの有効性の評価を行い、継続的な改善を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わないこと」を定めています。また、当社従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

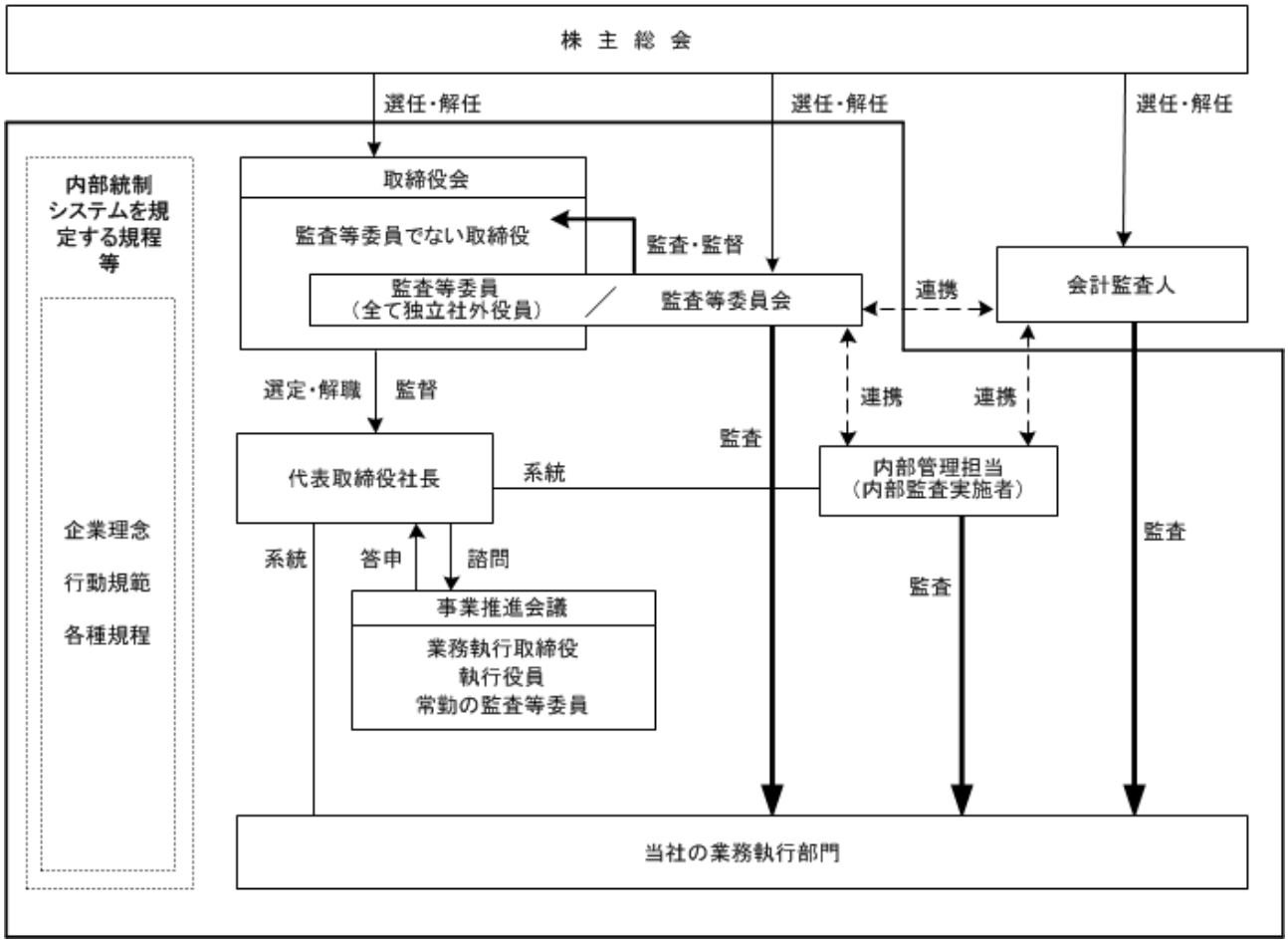
該当項目に関する補足説明

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めていませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者であると同時に、当社の企業価値の源泉を理解し様々なステークホルダーとの間で円滑な関係を構築できる者が望ましいと考えています。
現時点におきまして「敵対的買収防衛策」を導入する計画はありませんが、株主の皆さまから負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者に備えた適切な対応も必要であると考えています。「敵対的買収防衛策」については、大株主の異動状況や社会的な動向も見極めつつ、弾力的な検討を進めて行きたいと考えています。

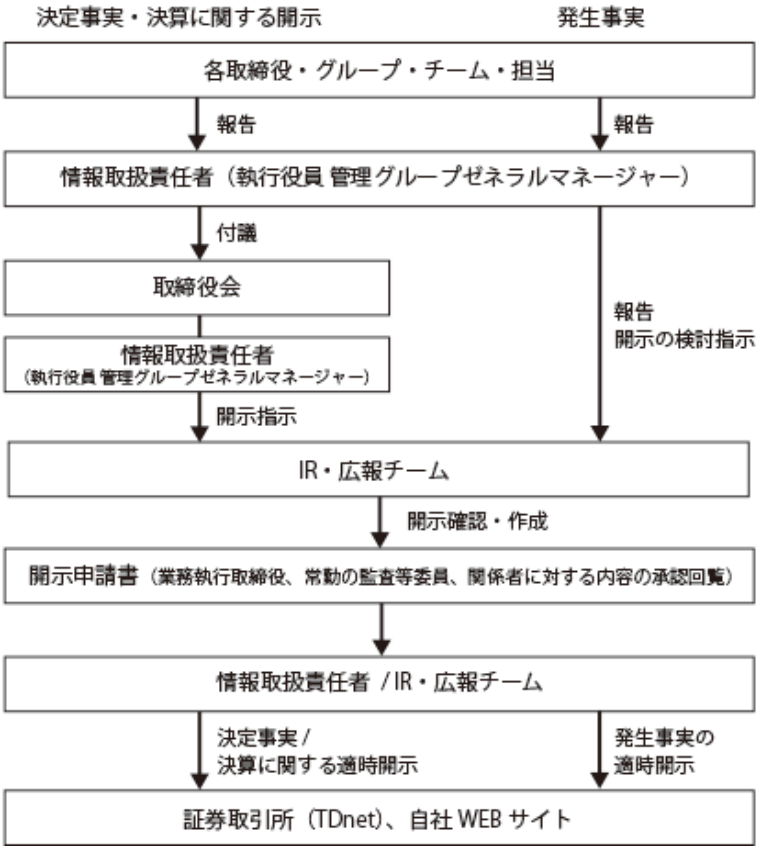
2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示に係る体制


決定事実・決算に関する開示
発生事実
各取締役・グループ・チーム・担当
報告
報告
情報取扱責任者（執行役員 管理グループゼネラルマネージャー）
付議
取締役会
情報取扱責任者
（執行役員 管理グループゼネラルマネージャー）
開示指示
報告
開示の検討指示
IR・広報チーム
開示確認・作成
開示申請書（業務執行取締役、常勤の監査等委員、関係者に対する内容の承認回覧）
情報取扱責任者 / IR・広報チーム
決定事実 /
決算に関する適時開示
発生事実の
適時開示
証券取引所（TDnet）、自社 WEB サイト